

令和 6 年 1 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 1 月 30 日 (火)
午後 1 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和6年1月30日(火)
午後1時00分開会 午後1時51分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第85号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第86号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第87号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第88号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第89号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第90号 競売買受適格証明について(農地法第3条関係)
- 議案第91号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第92号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第93号 贈与税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第94号 令和5年 慶弔費の収支決算について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第7号 農地基本台帳の登載について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	24 番 山崎 裕通	

6 欠席委員 23番 森下 秋吉

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年1月総会を開会いたします。
水野会長、よろしく願いたします。

会長

<挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長

本日、23番 森下秋吉委員 から欠席の届出がありましたので、よろしくお願い致します。

出席委員は、委員総数24名中23名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、

議席番号13番 中山信廣委員、同14番 夏目静男委員 を議事録署

名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、12日の書類説明会、農業委員による現地調査、23日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、

番号4番の、申請者以外の従事者について、申請者の弟が従事しているとのことでした。

番号6番の案件について、説明会后、譲受人が代表取締役を務める法人から経済産業局に対して、太陽光発電の認定申請があったことが発覚しました。この意図について行政書士を通じて確認したところ、「万が一農業ができなくなった時のための保険として出したが、きちんと農業は行っていく」旨の回答がありました。またこの件について東海農政局に確認を行ったところ、「耕作を行うと認められないと言えれば不許可となるが、認定申請があったことを理由に不許可とすることはできない」旨の回答がありました。事務局からは行政書士を通じて、取得から間もなく農地転用等の申請があると今回の3条について取消しを含め大きく影響が出る旨を伝え、少なくとも3年以上は耕作を行うよう指導しております。農地審査会においても担当委員から同様の内容を譲受人に直接伝えており、譲受人からは「農業を行っていく」旨の発言を聞き取っています。営農指導については田原市の知人から受けるとのことでした。

そのほかについては変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号3番、6番、7番、競売買受適格証明番号1番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしく願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、12日の説明会で質疑のあった部分を報告します。

資料1の3ページ、4条番号1番の案件について、イタリアンライグラスの収穫の時期および道路から申請地への農業用機械の進入方法についてご質問がありました。イタリアンライグラスの収穫は4月および5月に行うこと、農業用機械は道路からの乗り入れ口を作り、進入することを確認しました。

それではよろしく願いします。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通して
てください。

(精読時間 5 分)

議 長 それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。

議 長 資料 1 議案第 84 号
「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 8 番までの 8 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 84 号、1 ページから 2 ページをご覧ください。
番号 1 番から 8 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとお
り、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当
しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。
全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保
に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結
果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可するこ
とに決して異議ございませぬか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決
しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 85 号
「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 85 号、3 ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾を得た旨の記載がある案件です。

一時転用については、営農型太陽光の案件で3年間の計画で、農地復元誓約書の添付があります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第86号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から13番までの13件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第86号、4ページから5ページをお願いします。

番号1番から13番までの13件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1から3番・5番から7番・9番・10番・13番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号4番・8番・11番・12番です。

一時転用については、該当ありません。

- 詳細については、議案をご覧ください。
以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。
- 議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 87 号
「農用地利用集積計画について(利用権の設定)」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 73 番までの 73 件を一括上程いたします。
なお、番号 23 番は杉浦委員が取締役を務める法人が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。
杉浦委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農 業 企 画 課 はい、議長。
議案第 87 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、2 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。
別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 14 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 73 件 113 筆 79,075.00 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。
ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 23 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号 23 番の 1 件を審議いたします。杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員
議長

「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員
議長

「異議なし」
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議長

続きまして、番号 23 番を除く 72 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員
議長
議長

「異議なし」
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 88 号
「農用地利用集積計画について(所有権の移転)」を議題といたします。
所有権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課

はい、議長。
議案第 88 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、12 月 22 日開催の農地銀行運営委員会におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）

の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、3件8筆4,538.80㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料1-2 議案第89号

「農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)」を議題といたします。

利用権移転の番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議長 議案第89号農用地利用集積等促進計画(利用権の移転)について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料1-2をご覧ください。16ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和6年3月1日付で利用権が移転する案件が7件13筆12,470.00㎡でございます。

ご意見のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして、資料1に戻り 議案第90号

「競売買受適格証明について」を議題といたします。本案件は、農地法第3条許可に係る証明です。

番号1番の1件を上程いたします。内容については、事務局より説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第90号、6ページをご覧ください。

番号1番につきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。願出地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも 周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、願出人を買受適格者と認め証明することとし、願出人が競売に参加し最高価 買受人となり、農地法第3条の規定による許可申請が提出された場合、その申請が、今回の買受適格証明と同一の内容であると会長が認めたときには、改めて総会に諮ることなく、許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 91 号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明
について」を議題といたします。

番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

なお、番号 2 番は伊藤委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

伊藤委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 91 号 7 ページをご覧ください。

議案第 91 号は継続して相続税納税猶予を受けるための 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 2 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 2 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号 2 番の 1 件を審議いたします。伊藤委員は退席してください。

〈伊藤委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

伊藤委員は復席してください。

〈伊藤委員 復席〉

議長 続きます、番号2番を除く1件を審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議長 続きます、同じく資料1 議案第92号
「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第92号 8ページをご覧ください。
議案第92号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この2件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 93 号
「贈与税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明
について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 93 号 9 ページをご覧ください。
議案第 93 号は継続して贈与税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新
の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備
考欄に記載のとおりでした。
この 1 件の 3 年更新における贈与税納税猶予に関する証明については、
現地調査及び受贈者からの聞き取り調査をした結果、受贈者は引き続き
農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行すること
に決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 資料 1-3 議案第 94 号
「令和 5 年慶弔費の収支決算について」を議題といたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明いたします。
資料 1-3 の 令和 5 年慶弔費収支決算書をご覧ください。
収入の部につきましては、前年繰越金が 161,799 円。積立金は、月 200
円、24 人分が 1 年で 57,600 円。預金利息が 12 円、7 月の親睦旅行の積
立金からの振替金 188 円の 計 219,599 円 でございます。
支出の部につきましては、慶弔費として 44,268 円でございます。
収入と支出の差し引きの残金が 175,331 円となり、次年度に繰り越す

ものでございます。

なお、去る1月23日の運営委員会において、監査役でございます高橋忠道委員、杉浦圭志委員に監査していただき適正に処理されたことを確認していただきました。

説明は以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1 10ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から 11ページ8番までの8件、及び12ページからの報告第2号の番号1番から 14ページ 16番までの16件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に15ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から3番までの3件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に16ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から17ページの13番までの13件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に18ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から2番までの2件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は宅地、2番は一部雑種地、その他が農業用施設でした。

次に19ページをお願いします。

報告第6号の番号1番の1件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

番号1番は、令和3年に転用許可済みの土地に対するもので、照会と同じ時期に完了報告が提出され現地調査を行ったところ、工事内容が転用目的外に該当するため、農地法第51条第1項第2号に基づく取扱い上農地性ありと回答しました。併せて申請者に対し是正許可申請を行うよう指導中であることを申し添えます。

次に20ページをお願いします。

報告第7号の番号1番については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、昨年12月27日付けで農地基本台帳に登載しました。

報告は以上です

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午後1時41分中断)

<農地銀行運営委員会議>

(午後1時44分再開)

議長 総会を再開いたします。

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午後1時51分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年1月30日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 13 番 中山 信廣 委員)

議事録署名者
(議席番号 14 番 夏目 静男 委員)